

平成31年度 保護林モニタリング調査地選定の考え方

・モニタリング対象となる全保護林について下記の優先順位①～③の考え方を踏まえ、平成31年度のモニタリング調査予定箇所を選定した。

評価値※
0=良好
1=軽微劣化
2=下層植生劣化
3=下層植生及び
上層木劣化

評価値「3」の調査地は
H30年度までに調査済

全ての保護林
〈92箇所〉

過去5年以上調査未実施かつ5ha以上の保護林

優先順位①:
下層植生への被害・劣化が確認されている保護林(評価値2)

優先順位②:
軽微劣化が確認されている保護林(評価値1)

優先順位③:
良好(評価値0)であるが近隣の保護林でシカの侵入が確認されている保護林

平成31年度モニタリング
調査箇所数

5箇所

13箇所

1箇所

計19箇所

希少個体群保護林の設定基準に満たない5ha未満の保護林について

○保護林設定の考え方及び過去の調査データや署による現地確認の結果を踏まえ、存続・統合・廃止を検討する。